

日韓釜裁判ニュース

2002年6月23日発行

第39号

釜山「従軍慰安婦」
女子勤労挺身隊
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九二年一二月、韓国釜山市などの元日本軍「慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本國の公式謝罪と賠償を求めて提起した裁判である。九八年四月、「慰安婦」原告に一部勝訴判決がでた。しかし、広島高裁で、二〇〇一年三月、「慰安婦」原告逆転敗訴、挺身隊原告の請求は全面棄却となつた。現在、最高裁に上告中。

不二越を相手の裁判（未払い賃金訴訟）を

始めます

花房 俊雄

◆原告の鄭水蓮（チヨン・スヨン）さんが逝去

昨年十一月にニュースをお届けして半年が過ぎました。昨年八月に東京麻糸工場の

さを痛感させられます。私たちは今一番解決に近いところにある不二越第一次闘争に全力を注いでまいります。

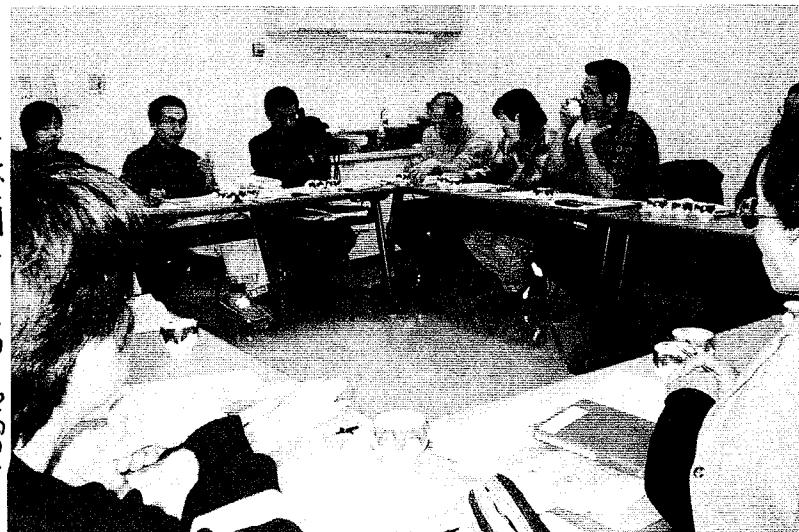
◆七月、柳丁（リ・ドン）さん

現在五十数名の不二越元女子勤労挺身隊員が名乗り出、ソウルの不二越営業所、釜山の合弁会社大成工業へ未払い賃金の返還を求めて精力的な交渉を展開しています。

原告の朴ウジ（パク・ウジ）さん、柳

丁さんも元気に参加されています。一方国

内では二月、五月の二回にわたって大阪に韓国被害者代表、福岡・広島、北陸、大阪の支援者、東京の強制連行・企業責任追



第2次不二越闘争のための学習会
(1月14日)

及裁判全国ネットワークのメンバーが集まつて全国会議を開き、第二次不二越闘争の方針と支援態勢作りを検討してきました。その結果、全国の支援者が手分けして五月、六月、七月の三回にわたって不二越の本社、国内外の各営業所、関連企業に向けて未払い賃金の返還に応じるように抗議と要請のファックスを集中的に送りつけて、「解決済み」と沈黙を決め込む不二越を揺さぶる運動を展開しています。

最高裁和解二周年にあたる七月八日には、昨秋に引き続き富山に韓国から被害者代表と国内の支援者たちが集まり、不二越本社交渉を行います。今回は足の怪我が癒えた柳下さんが参加されます。不二越が門戸を閉ざして交渉に応じないならば記者会見を開き、今秋数十名の原告たちが来日し、富山地方裁判所に提訴する方針を発表する予定です。

改めて裁判を起こすのは、「最高裁和解により解決済み」と交渉の門戸を頑なに閉じている不二越を再度交渉の場に引き出すためです。裁判を中心に据えて、七人の被害者と和解しながら他の多くの被害者への解決を拒否している理不尽さを徹底的に追及

する大きな世論を巻き起していかねばなりません。そのためには多くの原告たちを富山にお呼びしなければなりません。法廷や

不二越門前に立つ原告の存在こそが不二越の「解決済み」論の理不尽さを雄弁に語り、破綻に迫りやる決定的な力になります。

裁判自体も、今原告有利な流れが起きています。今年四月二六日福岡地裁で中国人強制連行・強制労働訴訟の判決があり、裁判長は被告三井鉱山に原告一人あたり一千

万円の賠償を支払うよう命じました（被告国との共同不法行為が認定されながら、「國家無答責」の論理で法的責任は問われないという限界は含んでいましたが）。これまでの企業を相手取った戦後補償裁判で原告側の敗訴が続いた「時効」の厚い壁がついに崩れ落ちたのです。不二越の第一次訴訟も、同じく甘言による強制連行・強制労働・未払い賃金を裁判官は認めながら、「時効」の壁を突き破る判決を書く勇気に欠けていました。

しかしこの間の戦後補償裁判は、劉蓮仁裁判、浮島丸裁判と被告国に対しても戦後の不法行為を理由に原告勝訴の判決が相次ぎ何とか被害者を救済しようとする流れが出

てきていました。そしてついに戦前の強制連行・強制労働の被害そのものを救済する判決が出たのです。第二次不二越闘争は、被害者側に有利な局面で始まっています。客観的に有利な条件を生かして勝利を手にするには被害者たちと支援者たちの力強い闘いが必要です。私たち支援者は、福岡・広島から富山に駆けつけ、原告たちと共に闘いを続けるでしょう。

◆あらためて支援を訴えます

現在関釜裁判は最高裁に上告中で、原告たちの訴訟救助（訴訟費用の免除）の手続きが長引き今年三月、弁護団より上告理由書が提出されました。最高裁では口頭弁論が開かれず、判決が出るのを待つしかありません。十年間に渡る裁判を継続中で、又新たな不二越訴訟の支援を訴えるのはまさに心苦しい思いですが今後とも引続き力強いご支援を切に訴えます。



鄭水蓮（チヨン・スヨン）さんの死を悼む

松岡澄子



て、支援してくださり、心から感謝しています」と。

広島高裁の判決の報告をするために花房夫妻が四回目の訪問をした二〇〇一年七月には、かなり衰弱しておられ、自室からゆっくり時間をかけて這つて居間に来られたようです。「解決するまで生きておれないかも知れない」が文字通り、最後の言葉になつてしましました。

関釜裁判の原告・鄭水蓮さんが七十年の苦闘の生涯を終えられました。二〇〇一年八月十八日のことでした。広島高裁判決を前に、昨年二月原告たちを訪問した際、彼女は次のように語ってくれました。

「子宫癌の手術後、骨盤がずれて歩けなくなり、膀胱に転移して今は人工肛門をつけている。歩けなくなつて十三年間家の中だけの生活です。腰も痛く、骨も痛く、あちこちみな悪くて痛い。歩けないから何もかも頼まなくてはいけないし、つらいことです。なにもできないのに長い間御苦労かけます。なにも

ます。

「やつていい仕事はない」と言われるほど苦労した戦後だった鄭水蓮さん。身体の痛みや心の苦しみから解放されて安らかにお眠り下さい。あなたの聰明さと熱き思いをもつて私たちを最後まで見守り、励ましてくださるよう、お願いします。

辺見庸緊急発言～有事法制阻止のための講演会



* 講師：辺見庸（作家）

* 講演日時：6月30日（日）

開演 14:00 終了予定 16:30

* 会場：福岡市立中央市民センターホール

（福岡市中央区赤坂2-5-8 TEL 714-5521）

地下鉄赤坂駅下車

* 入場料：800円

講演後、17:00より辺見さんと共にピースウォーク予定

原告たちは今

花房恵美子

前号のニュース発行から半年も経つてしましました。

七月末に支援する会から（福岡・広島・福山のメンバーで）韓国訪問するので、次号では原告たちの近況を詳しくご報告できると思います。取り急ぎ、ハルモニたちの現在の様子を少しお伝えします。

春は「木の芽時」とかといって、体調を悪くする人が多いですが、持病を抱えるハルモニにとつてもつらい季節であつたようです。

朴S〇（パク・スン）

（在馬山）さんから三月に「わたしは生きているらしい」という手紙をもらいました。

彼女の口からこの言葉を聞くの初めてではないですが、やはり「ドキッ」とします。

彼女にとって「死」は私たちが考えている以上に近くにあるらしいことは分かります。五月に入つてからは体調がいいとのことです。

とおっしゃっていました。

「日本に行きたい。皆に会いたい」とも。

朴S〇（パク・スン）

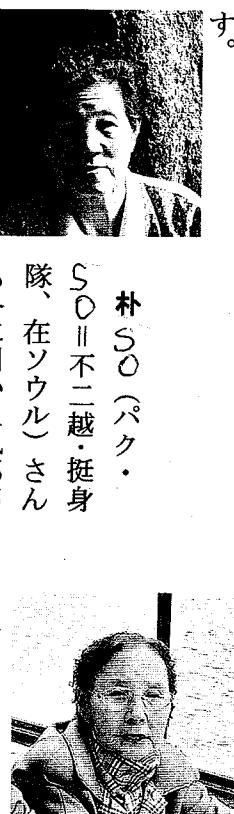
（不二越・挺身隊、在ソウル）さん

も冬に引いた風邪がなかなか治らず、医者に行けと言われても行かないから息子のお嫁さんから怒られたそうです。

三月に朴S〇さんからかかってきた電話で花房俊雄がなにげなく「S〇さん元気?」と言つたらしく、五月にかかつてきました時「あんなにつらいことはなかつた。体の調子が悪いと訴えようとして、先に『元気?』と言われたら『元気でない』と言えないと、繰り返し言されました。



柳丁（ユ・ドン）



（不二越・挺身隊、在釜山）さんは昨年の夏転んで大たい骨にヒビが入り、退院してから杖をついておられて、暮れの三次での「キムチ講習会」に呼ばれていたのに行けませんでした。今は完全復活したそうです。今度七月五日からの富山での不二越闘争に参加されます。

あのさつぱりとして、爽やかな性格の彼女の声を聞くだけで笑顔になってしまいます。

-4-

姜Y〇（カン・ヨン）

（東京麻糸・挺身隊、在釜山）さんは親分肌の懐の深い人で、朴S〇さんは気晴らしによく姜Y〇さんのマンションに来ては三、四日泊まつていくそうです。五月にも来られたそうです。



彼女の口からこの言葉を聞くの初めてではないですが、やはり「ドキッ」とします。

福岡の中国人強制連行訴訟の勝利判決の記事を光州遺族会・会長の李金珠（イ・クムジュ）さんから送つてもらつていて、「私たちの問題の解決が早くなるといいが…」

最近、引越しされました。

彼女の陳述にもありました、挺身隊にいかなければ得たであろう学問、就いたであろう職業：どれほどの仕事をされたことかと思わずにはいられません。



李ヨヨ（イ・ヨヨ）

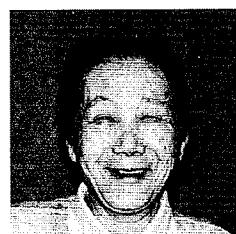
＝東京麻糸・挺身隊、

在釜山）さんはカラオケが趣味というか、無

上の楽しみにしていて、

カラオケ教室に通っているので、昼に電話してもほとんどかかりません。テレビに撮られるのは嫌ですが、写真を撮られるのは好きでマイペースの人です。

ハルモニというより、アジュマ（おばさん）と呼ばれたい？



李順徳（イ・スンド）

＝上海・「慰安婦」、
在光州）さんは四月初

めに一緒に住んでおられたおじいさんを亡く

し、怖くて「一人暮らし」はできないと、おじいさんの娘の住むソウルに引っ越そうとされたそうですが、今はソウルには行か

ない今までの家でおじいさんの妹と暮らしているそうです。彼女は目が殆ど見えないのでおじいさんを頼りにされていただけに落胆は大きかつたであろうと思われます。

李金珠さんからのお便りでは、「（閔釜裁判の）最高裁の判決はどうなったのか。自分の裁判はもうだめなのか？」と問われるのです。



梁錦德（ヤン・クムドク）

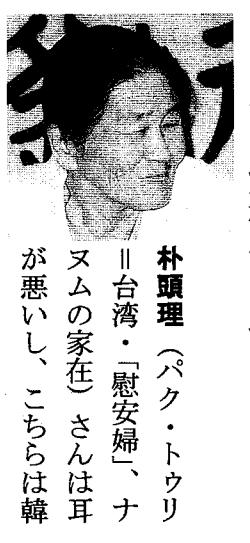
＝三菱名古屋・挺身隊、光州在）さんは

三菱名古屋の裁判の原

告でもあります六月の口頭弁論には金珠さん

と一緒に光州から合計七名で名古屋に行かれました。

六月十三日の東京行動の様子が新聞に載りました。お元気そうです。



朴頭理（パク・トウリ）

＝台湾・「慰安婦」、ナ

ヌムの家在）さんは耳が悪いし、こちらは韓

国語ができないので電話ができませんが、「ナヌムの家消息誌」で近況を知る事ができます。

彼女の事を思い出すと「ホッホッホ」と言う笑い声が聞こえてきそうです。

あの笑顔は一〇〇万ドルの笑顔です。会いたいですね。と言うわけで七月二九日から韓国に行つてきます。次号の報告を期待してください。

100万ドルの笑顔。

本人に気付いていただけですか。（直）

上告理由書

要約

(全文は関釜裁判のH.P.に載っています。)

二〇〇二年三月十五日最高裁に提出

原判決（広島高裁判決）は一九八五年十一月二二日最高裁第一小法廷判決に依拠して、立法不作為による国家賠償（下関判決）を否定した。

しかし、上記の判断は、日本国憲法の根源的価値が基本的人権の尊重にあること、憲法が裁判所に少数者の人権保障機能を委ねていることに照らして明らかに誤った憲法解釈である。

一九八五年小法廷判決が最も厳しい批判を受けたのは、判決が「人権が侵害された場合に裁判的救済を求める権利ないし憲法訴訟を提起する道を保障すべきことについての配慮がまったく感じられない」という点であった。

本件一審判決は、一九八五年小法廷判決の枠組みを基本的に受け入れつつも、「例外的な場合」を拡大することによって、少數者の人権保障を実現しようとする試みの優れた例であった。

原判決後に出されたハンセン病訴訟熊本判決（熊本地裁二〇〇一年五月十一日判決）は、極度の人権侵害とその放置を前にして、一九八五年小法廷判決の文言を相対化することによって、人権の回復をめざした優れた判決であった。

同判決は、一九八五年小法廷判決は「もともと立法裁量にゆだねられているところの国会議員の選挙の投票方法に関するものであり、患者の隔離という他に比類のないような極めて重大な自由の制限を課する新法の隔離規定に関する本件とは、全く事案を異にする。右判決は、その論拠として、議会制民主主義や多数決原理を擧げるが、

新法の隔離規定は、少数者であるハンセン病患者の犠牲の下に、多数者である一般国民の利益を擁護しようとするものであり、その適否を多数決原理にゆだねることには、もともと少数者の人権保障を脅かしかねない危険性が内在されているのであって、右論拠は、本件に全く同じように妥当するとはいえない。」と指摘した。

一九八五年小法廷判決当時には思い至らなかつた戦後補償を求める訴訟が一九八九年以來本件を含めて六〇件以上提起され、

しかも戦後補償の問題においては立法行政の放置による人権侵害が継続されながら、その救済の道が見いだせないと困難を強いられたのである。

そのため、戦後補償に関する数多くの判決において、裁判所は現状が違憲であることを示唆したり、立法解決を望む旨述べながら、主文においては原告の請求を棄却するという、無力な対応に終始せざるをえなかつたのである。

ハンセン病訴訟熊本判決後、政府は政府声明で、本判決が一九八五年小法廷判決に違反すると批判した。しかし一方で同日に出された小泉総理大臣談話では政府としての反省を明らかにし、結局控訴を断念してハンセン病訴訟熊本地裁判決は確定したのである。

そして、国会は同年六月十五日に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が可決成立した。この前文はハンセン病熊本地裁判決の確定を受け、国会自身が過去の立法不作為について深く反省し、被害者に対して明確に謝罪をするものであり多くの戦後補償訴訟において原告らが求めている「公式謝罪」そのも

のであった。

この過程は、立法不作為に対する裁判所の違憲判断が立法府を適正に抑制し、少数者の人権保護の機能を的確に営むことができることを証明した。そして注目すべきことは、国会においても、マスコミにおいても、上記の過程によつて議会制民主主義が破壊された、あるいは国会の権威が損なわれたと主張する者はひとりもいなかつたことである。

上告人らは、下級審である本件一審裁判所やハンセン病訴訟における熊本地方裁判所が、一九八五年小法廷判決の枠組みをくずさず、例外に関する判示のみ変更したり、文言を相対化することによって人権保障を実現しようとしてきた英知を高く評価する。しかし、上告人らが最高裁判所に望むことはそのような解釈にとどまらず、一九八五年小法廷判決自体を変更し、同判決以前に下級審判例及び学説によつて形成された要件により、立法不作為による国家賠償請求の道を再び開くことである（この点に関する詳しい主張は『あやまれそしてつぐなえ』をお求めの上読んでください）。

△予備的主張△

仮に一九八五年小法廷判決自体を見直すべきであるとの上告人の主張が認められないとしても、少なくもと本件一審判決及びハンセン病熊本判決の立場から、一九八五年小法廷判決の例外に関する部分を緩和ないし文言を相対化して解釈すべきである。

一審判決は上告人朴頭理、同河順女、同李順徳の被害について「徹底した女性差別、民族差別思想の現れであり、女性の人格の尊厳を根底から侵し、民族の誇りを踏みにじるものであつた、しかも、決して過去の問題ではなく現在においても克服すべき根源的人権問題である」と指摘している（広島控訴審においてもこれを覆す主張、立証、認定は行わされていない）。したがつて、同上告人らの被害が立法不作為が国家賠償法上違法とされる「例外的な場合」に該当することはあきらかである。また、ハンセン病訴訟熊本判決は「もともと立法裁量を委ねられているの国會議員の選挙の投票方法に関するものであり、患者の隔離という他に比類のないような極めて重大な自由の制限を課する新法の隔離規定に関する本件とは全く事案を異にする。ハンセン病者に対

する隔離規定が「極めて特殊で例外的」に立法行為が国家賠償法上違法と評価される場合であると認定した。本件一審判決の認定にしたがえば、日本軍の「慰安婦」制度はまさに「本件に匹敵する」場合であり、ハンセン病訴訟熊本判決と同様の見解につとしても、上記上告人らの場合が「極めて特殊で例外的」に立法不作為が国家賠償法上の違法と判断されることは明らかである。さらに、女子勤労挺身隊は多数の子どもを騙して親元からひきはなし、重労働を強いた近代史にまれに見る事件であり、その人権侵害の程度は決して軍「慰安婦」制度に勝るとも劣らないものがある。したがつて、本件一審判決やハンセン病訴訟熊本判決と同様の立場に立つとしても、朝鮮人女子勤労挺身隊の場合もやはり、「例外的な場合」に該当する。このことは、一審及び原審の証拠から十分に認定できるはずである。仮にそうでなければ、審理を差し戻して、上記上告人らの被害事実が例外的な場合に該当するか否かをさらに審理すべきである。

議会制民主主義の尊重を理由として違憲判断を回避する司法消極主義の論理は、問

題となる利益が多数決によつて保護されうることを前提とする議論である。ハンセン病訴訟熊本判決は「新法の偏離規定は、少數者であるハンセン病患者の犠牲の下に、多数者である一般国民の利益を擁護しようとするものであり、その適否を多数決原理にゆだねることには、もともと少数者の人権保障を脅かしかねない危険性が内在されている」と正しく指摘した。本件を始めとする戦後補償訴訟は日本国民として戦争に協力させられ、深刻な被害を受けながら、戦後はその意思に問わらず日本国籍を喪失させられた結果、国籍条項により恩給法・援護法の体系から締め出されたばかりか、日本における選挙権・被選挙権も失つた人々によつて提起されている。したがつて彼らは日本においては議会制民主主義や多数決原理から完全に疎外された絶対的少数者であり、ハンセン病訴訟熊本判決の事例以上に議会制民主主義や多数決原理が妥当せず、裁判所による少數者の人権回復機能の発動がもとめられるケースである。最高裁判所は原判決の誤りを正し、少數者の人権の最後の砦としての機能を回復すべきである。(まとめ・三輪淳一、尾関直子)

韓国の強制動員被害真相糾明のための「特別法」制定の動き

(特別法制定推進委員会・速報の日本語版作成)

福留範昭



●韓・日・米三国の法制化運動

最近、韓・日・米の三国でアジア・太平洋戦争時に日本が行つた加害行為を明らかにするための法制化の運動が展開されています。

敗戦直後、朝鮮総督府は文書の廃棄処分を速やかに行い、そして日本政府はそれ以後、資料の隠蔽を図つてきました。それゆえ、強制動員の事実の解明は遅れしており、日本政府は事実それ自体を一部否認し、その責任を回避し続けています。このような中日本では、「戦争被害調査会法を実現する市民会議」を中心に、戦争被害調査のための公的機関を法律で設置することを目指す運動が展開されおり、今国会において「図書館法改正案」の審議入りが期待されています。

一方、米国政府は、GHQ統治下に収集した多くの旧日本軍関連の資料を保管しています。米国では、日本軍が行つた迫害や残虐行為を含む全ての資料を公開する法律制定の活動が、ファインスタンクン議員を中心に行われてきました。そして、これら資料の開示を目的とする「日本帝国政府情報公開法」が一九〇〇年に制定されました。

こうした米国の法律制定の動きにも触発され、韓国では戦争被害の実態の調査を実現するための法制化動きが起つてきました。

●韓国の真相糾明「特別法」

韓国では昨年十月、「特別法案」が国会に発議されました。法案の正式名は「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法案」といいます。この法案は「日帝強占下」の言葉に見られるよう、本来植民時代全体の被害を視野に入れているものですが、「日帝強占下」を「満州事変から太平洋戦争に至る時期」と限定しています。これは糾明のための時間的・物理的制約によるものです。

法案の中核は、「真相糾明委員会」と「真相糾明実務委員会」の設置とその組織や活動に関する規定にあります。本法案の一つの大きな特徴は、委員会に調査権を与えていたことにありますと言えます。その規定の一部には、犠牲者及び関係者に対して出席を要求し陳述を聴取することができる、これに応じない時には、指定した場所まで同行するなどを命ずることができる、と記されています。また、諸規定の違反等に対する罰則および過料が明記されています。

以上の内容から、特別法は強制動員被害の実態究明のため被害当事者と関係者を調查すること、そして関係者には加害に関わった者が含まれていることが分かります。これは、韓国には植民地時代の被害に関する公文書がほとんど廃棄され残存していない

いが故の苦労と法案制定を目指す人びとの真相究明への強い意志を示すものだと思います。

●「特別法制定推進委員会」の活動

「特別法」制定を実現するための会として特別法制定推進委員会が発足しており、現在多くの被害者団体や市民団体などが参加し、活発な運動を展開しています。委員会に加入している団体は、被害者団体および被害者支援団体としては「太平洋戦争被害者補償推進協議会」「太平洋戦争被害者光州遺族会」「太平洋戦争韓国人犠牲者遺族会」「挺身隊ハルモニと共にする市民の会」「挺身隊問題対策協議会」「ナヌムの家」「浮島丸爆沈真相糾明会」「浮島丸爆沈被害者補償推進委員会」「韓国人被爆者協会」「原爆被害者と共にする市民の会」「シベリア朔風会」「太平洋戦争犠牲者遺族会」等があります。

●真相糾明特別法制定運動の意義と問題点

韓国の真相糾明特別法制定を求める運動は次の二点で画期的だと考えます。①現在まで個別に運動してきた強制動員被害団体が、一つに集結して法制化に向けて力強い運動を展開していることと、②韓国国内での強制動員被害の実態調査の実現を求めて、政府、与・野党ひいては韓国社会に向けて具体的な要求闘争をしていることです。

二月および四月の臨時国会は、地方自治選挙や大統領選挙に向けて与野党の政争が激しく空転し、実質的な審議入りは六月の臨時国会に持ち越されました。この間推進委員会では、国会議員への署名活動、行政自治委員、与野党幹事・党代表等へのロビーアクションを勢力的に展開しました。一方国会外では、速報発行、街頭署名活動、集会、デモを各地で行うと同時に、当該国会議員への電話、インターネット、事務所訪問等による要請活動を繰り広げました。しかし、六月の臨時国会は韓日ワールドカップ共同開催と地方自治体選挙（六月一三日）が重なり、特別法は実質的審議に未だ入れない状態にあります。

韓国での戦後補償に関する運動は、以前

は各種の被害者団体が個別に展開してきました。韓国内での運動とともに日本における裁判闘争が、一九九〇年代初めから盛んに行われるようになりましたが、韓国社会の認知は「軍隊慰安婦」問題を除き、充分に浸透していませんでした。これと関連して、被害の実態に関する資料も「軍隊慰安婦」に関するものと裁判関係資料を除き、ほとんど蓄積されていません。

また、戦争被害者問題とりわけ補償問題は、一九六五年の日韓協定と深く関わっていますが故に、日本政府のみならず韓国政府にも法的行政的責任の一端はあると考えられていますが、韓国内の政治的背景のもと充分な対政府交渉は行われてませんでした。したがって、真相糾明特別法の制定運動はこれまで孤立していた被害者団体が結集し、これを多くの市民・社会団体が支援する形態の新しい運動だと言えます。推進委員会は、当初六月中の法案通過を目指し、様々な活動を集中的に展開してきました。それは、強制動員被害者および関係者が八十歳前後の高齢に達しており、真相糾明のための時間的猶予がないという危機感のためです。

二月からの国会空転のため、推進委員会では九月の定期国会での法案審議と通過を目

指し、現在新たな運動を再構築しようとしています。しかし、韓国の政治状況や法案の性格から、法案通過は今後更なる困難を迎えると予想されます。その理由の一つは、今年十二月に大統領選挙が予定されていて、充分な審議が期待できないことです。また、調査権の問題を巡り強い抵抗が予想されるのと、日本との外交問題に発展する問題を含むために、実質審議入りが果たせたとしても、迅速な審議が難しいと考えられるからです。

日本にいる私たちは、署名活動や戦争被害者たちが起こしている裁判支援などを通じて側面から韓国の真相糾明特別法制定の運動を支援することができます。しかし、何よりも私たちがなさねばならないのは、加害当時国である日本においてアジア諸国に与えた戦争被害の実態を解明するための法律を制定することだと思います。その意味で、現在「戦争被害調査会法を実現するための市民会議」の推進している「国会図書館法」改正の運動に積極的に参加していくことが重要だと考えます。



「つくる会」教科書を許さない市民ネットワーク・福岡主催 学習集会

日時 2002年7月20日(土)

14時より17時(開場は13:30)

場所 ふくふくプラザ5階視聴覚室

TEL 092-731-2929

参加費 800円(学生500円)

なぜ教科書から
「慰安婦」は
消されたのか?

吉見義明氏 講演
「慰安婦」問題の真相を考える

当日は「慰安婦」裁判が一目で分かる、東京でも好評を博したパネル(「下関判決を生かす会」作成)展示もあります。

七月二十日の「慰安婦」問題

学習集会へご参加ください。

花房俊雄

関金裁判を支援する会が提案して、《「つくる会」教科書を許さない市民ネットワーク・福岡》主催で吉見義明さんをお招きして「慰安婦」問題学習集会を持つことになりました。

昨年の「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書採択阻止運動が大きく盛りあがり成功した反面、「慰安婦」記述が大幅に削除されたことは、十年間にわたって「慰安婦」原告の裁判支援に取り組んできた私たちにとって、喜びも半減するまことにつらい結果でした。「慰安婦」被害者たちが日本政府に求めている様々な要求のうち、唯一実現していたのが「慰安婦」問題を教科書に記述して次世代に伝えていくことだつたのです。それすらが今や打ち消されようとしています。

なぜこのような事態に立ち至ったのか?

「つくる会」や産経新聞などの「慰安婦」記

述の削除攻撃の声の大きさが、性差別意識が根強い日本社会の風土と昨今の国家主義の高まりのなかで受け入れられていったのが大きな原因であるのは間違いないでしょう。又、森首相当時の官邸筋から教科書会社に「慰安婦」記述を削除するよう圧力があつたことも漏れ聞こえています。しかし、「つくる会」が「慰安婦」記述と同じく執拗に攻撃をしてきた南京大虐殺の記述は内容が後退してきているとはい、削除はされませんでした。その差はなになのか。南京大虐殺に比して歴史的記述としての評価が「慰安婦」問題は今だ定まっていないのであろうか?

河野官房長官談話に至る過程



各教科書会社が「慰安婦」記述の参考にしましたのは、一九九三年八月に日本政府の「慰安婦」問題に対する公式見解として発表された河野官房長官談話でした。この中で政府は「慰安婦」問題への軍の関与を認め、「慰安婦」の募集に関しては、軍の要請を受けた業者が主としてこれにあたつたが、その場合も、甘言、強圧による等、本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、さ

らに官憲等が直接これに加担したことでもあつたことがあきらかになった」「当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」「歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」という内容でした。この政府見解に基づいて、一九九八年から使われる中学校歴史教科書に「慰安婦」記述が載ることが、九六年六月に新聞発表になりました。その後の八月頃から藤岡信勝東大教授が自由主義史観研究会で、小林よしのり氏が漫画「新ゴーマニズム宣言」で、《強制連行はなかつた、「慰安婦」は自分の意思で金を稼ぎに行つた売春婦であった。教科書から記述を削除しろ》との主張を展開し、十一月には、西尾幹一、高橋史郎氏などが加わつて、「つくる会」を結成し財界、政界の後ろ盾の下で、精力的な「慰安婦」記述削除運動を地方議会を巻き込んで展開してきました。彼らがこのように「慰安婦」記述に集中的な攻撃をしかけてきたのは、河野官房長官談話にいたる「慰安婦」問題をめぐる日韓政府交渉に対する疑

惑と不信が強いからだと思われます。

日本国内における「慰安婦」問題は、一九九〇年六月、韓国の女性団体から依頼を受けた当時社会党の本岡議員が国会で朝鮮半島からの強制連行のなかに「従軍慰安婦」がいた事實を質したのにたいし、政府は「民間業者が連れ歩いた」と答え、軍の関与を否定したことから始まりました。この答弁に怒った韓国の女性団体は挺身隊問題対策協議会(通称=挺対協)を結成し、国内で被害者の名乗り出を呼びかけ本格的な追求にのりだします。『従軍慰安婦』は強制連行であったとの認識の背景には、挺対協の指導部世代が植民地末期に学生であつた頃の歴史的体験があります。

挺対協が結成された頃に、吉田清治氏が『私の戦争犯罪 朝鮮人強制連行』の本のなかで済州島での奴隸狩り的な「慰安婦」強制連行の様子を生々しく証言し、後に韓国版の本が出回ります。かくして韓国では「慰安婦」=挺身隊=日本軍による強制連行の認識が成立します。

一九一年八月韓国で元「慰安婦」の金学順(キム・ハクスン)さんが名乗り出、十二月には三名の元「慰安婦」を含む強制連行被害者が東京地裁に提訴します。明くる九二年一月宮沢訪韓の直前に朝日新聞で吉見義明中央大学教授が探し出した「慰安婦」問題への日本軍関与の資料が大きく報道されるに及んで、宮沢首相は韓国でお詫びを繰り返し、資料の調査と真相究明を約束します。九二年七月政府の調査発表がなされ、加藤官房長官が「強制連行の資料は見つかぬかった」との談話がなされると、被害者や挺対協は「強制連行ではない」というならば、元「慰安婦」たちは自分の意思で金儲けに行つた売春婦というのか」と猛反発し、韓国の世論は激昂します。かくして韓国政府の要請で再度の調査を日本政府は始めます。この過程で元防衛大学教授であつた秦郁彦氏が済州島に渡り吉田清二氏の「慰安婦」奴隸狩証言の裏付け調査をおこないでいます。しかし既に韓国世論は日本政府が『慰安婦』強制連行を認めないと収まらない事態に高まっており、日韓両政府の間で、「強制を認める、その代わり賠償は求めない」との線で事態收拾が図られ九三年七月末の日本政府による韓国での元「慰安婦」からの聞き取り調査を経て八月の河野官房長官談話に至りました。しかし談話と共に発表された資料の中には強制連行を裏付ける資料はなく、もと「慰安婦」たちの証言もありませんでした。この過程はジヤーナリストの桜井よしこ氏により検証され『密約外交の代償=慰安婦問題はなぜこうじれたのか』として九七年に発表され、河野談話は自虐的な謝罪外交として「つくる会」の攻撃的にされていきます。一方、韓国や私たち日本の運動体は、日本政府による真相究明がお座なりな段階で「慰安婦」問題の政治的幕引きを図る被害者への聞き取り調査には反対でした。そして発表された河野談話は、加害の主体が業者なのか日本軍なのかあいまいで、後に「民間基金」

た秦郁彦氏が済州島に渡り吉田清二氏の「慰安婦」奴隸狩証言の裏付け調査をおこない、その結果、吉田証言の信憑性は搖らいでいます。しかし既に韓国世論は日本政府が『慰安婦』強制連行を認めないと収まらない事態に高まっており、日韓両政府の間で、「強制を認める、その代わり賠償は求めない」との線で事態收拾が図られ九三年七月末の日本政府による韓国での元「慰安婦」からの聞き取り調査を経て八月の河野官房長官談話に至りました。しかし談話と共に発表された資料の中には強制連行を裏付ける資料はなく、もと「慰安婦」たちの証言もありませんでした。この過程はジヤーナリストの桜井よしこ氏により検証され『密約外交の代償=慰安婦問題はなぜこうじれたのか』として九七年に発表され、河野談話は自虐的な謝罪外交として「つくる会」の攻撃的にされていきます。一方、韓国や私たち日本の運動体は、日本政府による真相究明がお座なりな段階で「慰安婦」問題の政治的幕引きを図る被害者への聞き取り調査には反対でした。そして発表された河野談話は、加害の主体が業者なのか日本軍なのかあいまいで、後に「民間基金」

に道を開く不確かな内容でした。

「慰安婦」＝公娼発言の続出

日本政府の公式見解として河野談話が発表された以降、日本政府の閣僚から「慰安婦」＝公娼発言が続出し、そのつど韓国世論は「妄言」と猛反発し、発言閣僚の謝罪が繰り返されたことは皆様の記憶に新しいと思います。かくして「慰安婦」＝処女の若い女性が朝鮮半島から主として強制的に日本軍の性奴隸にされた歴史的事件として認識される一方、「慰安婦」＝公娼認識は保守派の国会議員や民間の中で根強く残つて行きます。以上見てきた中で、韓国側と「つくる会」側双方に「強制連行でない」自分の意思で金を稼ぎに行つた売春婦」という短絡した認識が共有されているのに気づかされます。また、家長制下の貧しい家の犠牲を受けざるを得なかつた公娼制下の女性たちの強いられた『意思』の検証の不在と「売春婦」差別が共有されています。

その後研究が進む中で「慰安婦」制度が日中戦争が始まった当時の日本国内や植民地、さらに日本帝国の勢力下にあつた満州

や上海などに広がつていた公娼制度の延長上に展開され、公娼制度の下で売春を余儀なくされていた女性たちがまず「慰安婦」として動員され、さらに公娼制度の下で作り出された募集のネットワークを駆使して植民地下の若い女性たちが狩り出された事が明らかになつてきました。その狩り出しの手段は、日本よりも植民地朝鮮・台湾、さらに占領地の中国・東南アジアになるにつれて、甘言や詐欺、さらに剥き出しの軍による暴力に移行していくことが明らかになつてきました。「慰安婦」と公娼制の関連性と差異が歴史的に検証される必要があり、「慰安婦」問題が提起されてから十年余が経つた現在、運動の内部で実態究明が進み「慰安婦」概念の再整理が始まっています。

九七年以降「つくる会」は執拗に「慰安婦」記述の削除運動を展開し、その広がりに応じて河野談話の信憑性が低下し、経済重視で周辺諸国の歴史認識への配慮をしてきた自民党主流派に代わり国家主義に傾斜していく森派が政権を握るにおよび、教科書会社に「慰安婦」記述の圧力をかけ、といったのが大手教科書会社の「慰安婦」記述の「自主規制」の真相だと思われます。

私たち「慰安婦」問題にたずさわる運動側が、この問題をあいまいにしたまま放置した事が、公娼出身の日本や旧植民地の「慰安婦」被害者たちのカムアウトや、名誉の回復を困難にしてきたのではないかと悔やまれます。

学習集会でなにを学ぶのか



《日本軍性奴隸制を裁く女性国際戦犯法廷》の過程でこのような問題の究明が深まつてきました。今回、「慰安婦」問題研究の第一人者である吉見義明教授をお呼びして、なぜ、「慰安婦」記述が削除されたのか、「慰安婦」制度における日本軍の指揮系統の究明と責任の所在や、「慰安婦」制度と公娼制度の関連と差異の歴史的実態の究明や概念の整理、「売春婦」出身女性を含む日本軍「慰安婦」制度の戦争犯罪としての法的整理がどのように進んでいるのかを中心に学びたいと思つています。「慰安婦」問題の真相究明の現段階をしつかり学び、河野談話の不充分さの限界をも乗り越えた地平で、「慰安婦」問題の真実を歴史教育に取り戻す第一歩にこの集会がなれば幸いです。皆様のご参加をお待ちします。

会計報告 2001年4月10日～2002年4月9日 単位:円

収 入		支 出	
前期繰越	247,689	不二越関係者旅費・滞在費	235,250
会費、カンパ	1,736,193	原告医療費	333,900
雑収入	195,063	広 報(ニュース印刷費、郵送料)	265,770
		事務費(国際電話代を含む)	113,843
※会費カンパ196件		他団体へのカンパ	24,000
※雑収入 (講演料、パンフレット代等)		FAX、Fネット使用料	60,894
合計	2,178,945	合計	1,033,657

次期繰越 1,145,288

(会計担当:薬師寺由起子)

下関判決を生かす会 (日本軍性暴力被害者裁判支援連絡会) のページ



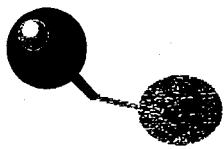
2002. 6

「下関判決を生かす会」(生かす会)は、98年4月、山口地裁下関支部で出された「関釜裁判」判決を生かして、「慰安婦」問題の早期解決をはかるため、裁判支援グループを中心に作られた連絡会です。

去る4月27日、下関判決を生かす会は東京水道橋の韓国YMCAで「SOUL to ソウル、トーク&コンサート——下関判決から4年、いまだ終わらない慰安婦問題に今こそ解決を」と題するイベントを開き、延べ300人を動員しました。会場には各裁判支援グループが作った展示や被害者の写真が飾られ、トークセッションでは、宋神道さん、辛淑玉さん、福島瑞穂さんが、再び戦争への道を歩もうとする小泉政権に対し厳しく批判し、日本軍性暴力被害者問題の解決を訴えました。

一方、国会でも5月31日、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の早期審議入りを求める決起集会が催されました。鳩山由紀夫民主党代表、土井たか子社民党党首、吉岡吉典共産党議員団長が3党を代表して挨拶し決意表明したこの集会は、この問題に関して議員自らが開いた初めての集会。岡崎トミ子、吉川春子、田嶋陽子議員ら法案提案議員7名が全員参加した他、衆参国議員の参加も多数にのぼり、市民と共に今国会での審議入りの重要さを確認する意義深い集会となりました。

関釜、在日、フィリピン、オランダの各裁判は最高裁で審理中です。



第2次不二越闘争勝利に向けた カンパのお願いについて

6月の雨に紫陽花があざやかな花を咲かせています。いつも「戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会」の活動に御支援をいただきありがとうございます。アジアで初めて行われるサッカーW杯は、日韓共同開催として世界中の人々から注目がされています。歴史的な過去が克服され新たな日韓の信頼関係の開始といわれていますが、小泉首相の靖国神社参拝や、有事法制3法案の成立を目指す反動的な姿勢は平和を願う韓国をはじめアジアの民衆に大きな不安感を抱かせています。

支援する会はすでに『関釜裁判ニュース』でお伝えしていますように第2次不二越闘争の準備を着実に進めてきました。5月には不二越本社、子会社、関連会社、取引先に対して「未払い賃金の請求に応じろ！」と抗議と要請のファックス行動を展開してきました。

韓国では関釜裁判の原告である女子勤労挺身隊の3名と、光州から新たに加わった3名をはじめ、50数人の女子勤労挺身隊員が名乗り出られて居り、原告団を構成し裁判に提訴する書面や弁護体制もすでに取り組まれ、7月と9月には沢山の女子挺身隊のハルモニたちを日本に招き、いよいよ不二越会社とのたたかいを開始する計画です。一人でも多くのハルモニたちが富山市の本社を訪れ、直接に不二越会社とのたたかいに参加するためにはそれだけの財政的な保障が強く求められています。去る4月26日の福岡地裁での中国人強制連行賠償訴訟では、三井鉱山の責任を認め総額1億6500万円の支払いを命じる勝利判決が出されました。この判決は私たちに大きな自信と勇気を与えてくれました。幼くして筆舌に尽くしがたい辛酸をなめたハルモニたちも高齢になられ、残された時間はありません。おばあちゃんたちの「働いた給与を支払え！」というたたかいを支援するカンパ活動に、皆さんの御理解と御協力を宜しくお願ひします。

2002年6月

戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会代表 松岡澄子 入江靖弘

★WEB版関釜裁判を支援する会★

活動日誌（38）

2001年

12月11日～13日 日韓議員連盟合同総会（ソウル）で真相究明を議題にとりあげるためにロビー活動に福山の都築寿美枝さん参加

12月18日 久留米大学法学部講座「ジェンダーと法」で講演（松岡）

12月22日-26日韓国大邱の李昇勲氏ら一行の北部九州スタディツアー（都築寿美枝さん、山下さん同行）

12月27日 朴SOさん、柳Tさんら釜山不二越工場へ申し入れ

12月29日 支援する会の忘年会

2002年

1月14日 第2次不二越闘争のための学習会（17名参加）

2月4日 第106回定例会

2月17日 第1回慰安婦問題学習会。18名が参加。

2月20日 「国民基金」が5月1日をもって韓国での事業を終了すると発表。実質70日間の受付延長に抗議

2月24日 大阪で不二越第2次闘争に向けて全国会議開催。韓国、広島、福岡、北陸、東京から17人参加

3月15日 関釜裁判上告理由書提出

3月17日 第2回「慰安婦」問題学習会（15人参加）

3月18日第107回定例会

4月4日 不二越東京本社に企業ネットが申し入れ。ソウル支社に被害者らが訪れ申し入れ書を提出。

4月12日 福山連絡会主催一関釜裁判・広島高裁不当判決一周年抗議集会一講師山田昭次さん（100名）

4月18日 第108回定例会

4月26日 中国人強制労働で福岡地裁、初めて企業責任認め、三井に賠償命令。国の責任は問わず

4月29日 第3回「慰安婦」問題学習会「女性国際戦犯法廷の報告」具島順子さん

5月6日 「不二越第2次闘争に向けての第2回全国会議」が大阪で開かれ、全国から10名が参加。

5月14日 第109回定例会

5月16日 7・20「慰安婦」学習会について、「つくる会」教科書を許さない市民ネットワーク・福岡で検討会議

5月20日 ファックス闘争。不二越本社、関連各会社に手分けしてファックスを送る。

6月10日 関釜裁判ニュース39号編集会議

6月16日 関釜裁判ニュース編集作業

6月17日 第110回定例会

随時更新していますので、ホームページの方もご覧ください。ホームページの内容、体裁等につきましてご感想、ご意見がありましたら、メールにてお寄せください。
<http://www.h3.dion.ne.jp/~kanpu>

明太（メンタイ）がつぶやく

祝・日韓両国のワールドカップ
予選突破！ 結果的には「其儀、
にしねこじが、日本にも韓国にも
よがたと思ひます。
アン・ジョンファン選手カッコイイ！
このニュースが皆さんの手元に届
く頃、決勝トーナメントでの日韓の
成績は果たしてどうなっているでしょ
うか？（サッカー通のつもりの編集長）

関釜裁判を支える広島連絡会
土井桂子

関釜裁判を支える福山連絡会
市民運動交流センターふくやま

関釜裁判を支援する県北連絡会
福政康夫

関釜裁判ニュース 39号
2002年6月 23日発行
編集作業人 井上由美 尾関直子
花房恵美子

発行 戦後責任を問う 関釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子 入江靖弘

E-mail hanafusa@df6.so-net.ne.jp

<http://www.h3.dion.ne.jp/~kanpu>

会費 3,000円
郵便振替 01740-0-47678
口座名 関釜裁判を支援する会